

発行内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔法規的告示〕

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件

(厚生労働一八一)

- 災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件

(農林水産九六一)

〔その他告示〕

- 本府監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件

(金融庁六二)

- 適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（消費者庁六）
- 特定国外派遣組織を指定する件

(総務二一五〇二一七)

- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一〇〇）

(法務二一五〇二一七)

〔官庁報告〕

官庁事項

会社その他

- 公調委令和六年(フ)第一号香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理（公害等調整委員会公示二）
- 北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）吉井川水系、旭川水系及び高梁川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（中国地方整備局）
- 情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務二三三三）
- 保安林の指定をする件
- 採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）
- 国土調査の実施に関する公示（国土交通省）
- 公 告

法規的告示

その他告示

○厚生労働省告示第四八十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二条第五項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のようにより改正する。

令和七年六月二十日

厚生労働大臣 福岡 資廣
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第1 1～1211 (略)	別表第1 1～1211 (略)
1212 門脈肝静脈用シャント (新設)	1213 非吸収性ペルニア・胸壁・腹壁用 (新設) 補綴材固定用接着材
別表第3 1～1228 (略)	別表第3 1～1228 (略) 1229 失禁治療用訓練器具 (新設)

○金融庁告示第六十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本府監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（金融商品取引業者等）	（金融商品取引業者等）
第一条 金融商品取引法施行令第四十二条第一項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 〔一～百八 略〕	第一条 金融商品取引法施行令第四十二条第一項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 〔一～百八 同上〕
百九 ウエルスナビ株式会社 百十・百十一 [略]	百九 ウエルスナビ株式会社 百十・百十一 [略]
備考 表中の〔〕の記載は注記である。 〔一～百八 同上〕 [号を加える。] 百九・百十 [同上]	備考 表中の〔〕の記載は注記である。 〔一～百八 同上〕 [号を加える。] 百九・百十 [同上]

○農林水産省告示第九百六十一号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫助成の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第二百五十二号）第九条第六号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

令和七年六月二十日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 復旧すべき農地面積を○・六八一乗した値に一千を乗じて得た額に換算係数一・四五三を乗ずる

ものとする。

二 前号において、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点第四位以下は切り捨てる）とする。
される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる）とする。

附 則

1)の告示は、公布の日から施行する。

2 令和六年六月二十日農林水産省告示第二百四十四号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

3)の告示は、この告示の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。ただし、災害復旧事業が翌年度以降にわたる場合においては、本項の規定によりなお従前の例によるものとされた災害にかかる農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法と各年度における当該算定方法を踏まえた算定方法を用いる。

○総務省告示第二百十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次とのおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十日

総務大臣 村上誠一郎

一名 称 令和七年度03式中距離地対空誘導弾（改善型）発射試験支援部隊
二 国外派遣期間 令和七年度03月まで
三 派遣人数（概数） 五十人程度

四 派遣地域 アメリカ合衆国ニューメキシコ州

適格消費者団体の名称 特定非営利活動法人消 費者市民サポートちば	適格消費者団体の住所 千葉市中央区中央四丁 目13番10号千葉県教育 会館5階	差止請求関係業務を行 事務所の所在地 更新をした日 認定の有効期間の 更新をした日	消費者局長官 新井ゆたか
	千葉市中央区中央四丁 目13番10号千葉県教育 会館5階	5階 千葉市中央区中央四丁目 13番10号千葉県教育会館	令和七年六月五日

- 総務省告示第二百一十六号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
令和七年六月二十日 総務大臣 村上誠一郎
- 一名 称 豪州（シヨールウォーターベイ）における実動訓練参加部隊
二 国外派遣期間 令和七年六月二十三日から令和七年八月四日まで
三 派遣人数（概数） 五百人程度
四 派遣地域 オーストラリア連邦
- 総務省告示第二百一十七号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。
令和七年六月二十日 総務大臣 村上誠一郎
- 一名 称 豪州（ティルバル）における実動訓練参加部隊
二 国外派遣期間 令和七年六月二十三日から令和七年八月四日まで
三 派遣人数（概数） 二百人程度
四 派遣地域 オーストラリア連邦
- 法務省告示第二百一号
公証人法（明治四十年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。
この告示は、告示の日から効力を生ずる。
令和七年六月二十日 東京法務局所属
- 法務省告示第二百一号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
令和七年六月二十日 認証紛争解決事業者の名称
富山県社会保険労務士会
変更前の住所
富山県富山市千歳町一丁目六番十八号
変更後の住所
富山県富山市総曲輪二丁目一番三号富山商工会議所ビル
変更年月日
令和六年十二月二日
- 外務省告示第二百三十三号
令和六年十一月十六日にキーウで、情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和七年六月二十一日に効力を生ずる。
前文
両締約国政府の間で交換される秘密の情報が相互に保護されることを確保することを希望して、次のとおり協定した。
- 第一条 定義
この協定の適用上、
- a 「秘密情報」とは、提供締約国政府の国家安全保障のため許可されていない開示からの保護を必要とするあらゆる形態（口頭、映像、電子、磁気又は文書の形態及び装備又は技術を含む。）の情報であつて、秘密指定の対象となり、かつ、提供締約国政府の権限のある当局によつて作成され、当該権限のある当局の使用のために作成され、又は当該権限のある当局の管轄のあるものという。

b	「権限のある当局」とは、この協定の適用上、日本国に関する政府の機関、ウクライナに関する場合は国の当局であつて、各締約国政府により、秘密情報に関する活動（その保護を含む。）を行うことについて国内法令に基づくそれぞれの権限の範囲内で責任を有する当局としてそれぞれ指定されるものをいう。
c	「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。
d	「知る必要」とは、公的に与えられた任務の遂行のために秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスする必要性をいう。
e	「秘密情報取扱資格」とは、秘密情報及び送付済秘密情報を確実に取り扱うための適格性であつて各締約国政府の適当な手続により個人に付与されるものをいう。
f	「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対する秘密情報を送付する締約国政府（bの規定に従つて指定される権限のある当局を含む。）をいう。
g	「受領締約国政府」とは、提供締約国政府から秘密情報の送付を受ける締約国政府（bの規定に従つて指定される権限のある当局を含む。）をいう。
h	「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であつて、情報に与えられなければならぬ必要な保護の水準を示すためのものをいう。
i	「第三者」とは、第三国のあるる政府、個人、企業、機関、組織若しくは他の団体又はこの協定の締約者でない国際機関をいう。
j	「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の権限のある当局の間で送付される秘密情報をいう。
秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に、自国の国内法令に従い送付済秘密情報となる。	第二条 送付済秘密情報の保護
送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令に合致する限り、この協定の規定に基づいて保護される。	第三条 国内法令の変更
各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、この協定の可能な改正について検討するため、第十九条に規定するところに従つて相互に協議する。その間、送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。ただし、提供締約国政府の書面による別段の承認がある場合は、この限りでない。	第四条 秘密指定及び表示
1 この協定に基づいて提供される秘密情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。 日本国政府にあつては、秘密情報は「極秘（機密）」「特定秘密（機密）」「極秘」「特定秘密」又は「秘」と表示される。 ウクライナ政府にあつては、秘密情報は「Особливої важливості」「Ціким таємно」又は「Таємно」と表示される。	1 この協定に基づいて提供される秘密情報については、次のいずれかの秘密指定を表示する。 日本国政府にあつては、秘密情報は「極秘（機密）」「特定秘密（機密）」「極秘」「特定秘密」又は「秘」と表示される。
2 表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対して秘密指定を通報する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通報する。	2 表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対して秘密指定を通報する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通報する。
3 受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名及び4に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。	3 受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名及び4に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。
4 対応する秘密指定は、次のとおりとする。	4 対応する秘密指定は、次のとおりとする。
日本国 極秘（機密）／特定秘密（機密） 極秘／特定秘密 秘	ウクライナ Особливої важливості Ціким таємно SECRET CONFIDENTIAL
注 英語において相当する語	TOP SECRET

第五条 国家秘密保持当局及び権限のある当局

1 国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

日本国に關しては、外務省

ウクライナに関しては、ウクライナ保安庁

2 国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。

3 国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。

4 両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通報する。

第六条 送付済秘密情報保護の原則

1 受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三者に対しても送付済秘密情報を提供してはならない。

2 受領締約国政府は、自国の国内法令に従つて、送付済秘密情報について、対応する秘密指定の水準において自国の秘密情報を与えている保護と同じ水準の保護を与える。

3 受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、送付済秘密情報が提供された目的以外の目的のために、当該送付済秘密情報を使用してはならない。

4 受領締約国政府は、自国の国内法令に従つて、送付済秘密情報に関する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守する。

5 各締約国政府は、自国の国内法令に従つて、秘密情報取扱資格を有しており、かつ、秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持する。

6 受領締約国政府は、送付済秘密情報の配布及び送付済秘密情報へのアクセスを管理するために、送付済秘密情報の識別、所在、目録及び管理の手続を設定する。

7 提供締約国政府は、受領締約国政府に提供した秘密情報の秘密指定のその後の変更について、受領締約国政府に通報する。

第七条 送付済秘密情報へのアクセス

1 いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報にアクセスする権利を有しないものとのぞむ。

2 送付済秘密情報へのアクセスは、知る必要があり、かつ、受領締約国の国内法令及び手続に従つて秘密情報取扱資格を付与された個人に対してのみ認められる。

3 受領締約国政府は、自国の国内法令に従つて、個人に対して秘密情報取扱資格を付与する決定が、国家安全保障上の利益と合致し、及び当該個人が送付済秘密情報を取り扱うに当たり信用でき、かつ、信頼しえるか否かを示す全ての関連する情報に基づいて行われることを確保するために適当な措置をとる。

4 受領締約国政府は、送付済秘密情報へのアクセスを認めようとする個人に關し、3に規定する基準が満たされていることを確保するため、自国の国内法令及び手続に従つて適当な措置をとる。

5 提供締約国政府の代表者が受領締約国政府の代表者に対し秘密情報を提供する前に、提供締約国政府は、受領締約国政府の関係する権限のある当局から、予定される受領者が、知る必要があり、かつ、必要な水準の秘密情報取扱資格であつて第四条の規定に基づく対応する秘密指定の水準に応じたものをしていることについて保証を得る。

第八条 訪問手続

1 一方の締約国政府の権限のある当局の個人が他方の締約国政府の権限のある当局によって保持されている秘密情報をアクセスすることを伴う訪問は、当該他方の締約国政府の権限のある当局の事前の承認によつてのみ行われる。当該訪問の承認は、知る必要があり、かつ、前条の規定に従つて必要な水準の秘密情報取扱資格を有する当該個人に對してのみ与えることができる。

2 訪問の申請は、訪問を行う一方の締約国政府の関係する権限のある当局に對して提出される。当該申請には、訪問を通じて、他方の締約国政府の関係する権限のある当局に対する権限の範囲内での秘密情報を提供する方法によつて行われる。当該申請には、訪問を行う個人が、知る必要があり、かつ、前条の規定に従つて必要な水準の秘密情報取扱資格を有するものをしていることについて保証を得る。

第九条 秘密情報の送付

秘密情報は、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。提供締約国政府は、自国の国内法令に従い、全ての秘密情報の保管、管理及び秘密保持について、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで責任を有する。

第十条 送付されている間の秘密保持の義務

両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

a 文書その他の媒体の形態をとる秘密情報

(i) 秘密情報は、封印された又は不正な開封を表示する封筒であつて、別の封印された若しくは不正な開封を表示する封筒又は秘密保持袋に封入されたものに入れて送付される。封入された封筒には、当該文書その他の媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒又は秘密保持袋には、当該受領予定者の属する組織の住所及び適當な場合には登録番号を記載する。

(ii) 封入された文書その他の媒体の秘密指定は、外側の封筒又は秘密保持袋には表示してはならない。

(iii) 秘密情報を入れた包みのために受領証が用意される。封入された秘密情報の受領証は、受領締約国政府の最終の受領者によって署名され、提供締約国政府の発送者に返送される。

b 装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報

(i) 秘密情報は、その内容が識別されることを防止するために、封印され、かつ、被覆された輸送手段により送付され、又は確実に包装され、若しくは保護されるものとし、許可されていない個人によるアクセスを防止するために、継続的な管理の下に置かれる。

(ii) 秘密情報は、発送を待つ間、当該秘密情報の秘密指定の水準に応じた保護を与える保護された保管区域に置かれる。必要な水準の秘密情報取扱資格を有する許可されている個人のみが、当該装備にアクセスするものとする。

(iii) 受領証は、秘密情報が送付されている間にその管理者が変わった場合には、その都度及び秘密情報が受領締約国政府の最終の受領者に引き渡される場合に取得される。全ての受領証は、提供締約国政府の発送者に返送される。

c 電子的送付

秘密情報は、送付されている間、該当する秘密指定の水準に照らして適当な暗号を使用することによつて保護される。送付済秘密情報の処理若しくは保管又は秘密情報の伝達を行うための情報システムの基準は、当該情報システムを採用する締約国政府の適当な当局による秘密保持に関する認定を受ける。

第十一条 施設の保安

各締約国政府は、送付済秘密情報が保管されている権限のある当局の全ての施設の保安に責任を有するものとし、各施設について、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する職員を任命することを確保する。

受領締約国政府は、送付済秘密情報の保管とによって保護される。送付済秘密情報の処理若しくは保管又は秘密情報の伝達を行うための情報システムの基準は、当該情報システムを採用する締約国政府の適当な当局による秘密保持に関する認定を受ける。

第十二条 送付済秘密情報の保管

受領締約国政府は、第七条の規定に従い許可されることは確保する方法によつて送付済秘密情報を保管する。

第十三条 送付済秘密情報の破壊

送付済秘密情報の破壊は、受領締約国国内法令に従い、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止する方法によつて行われる。

第十四条 送付済秘密情報の複製

受領締約国政府は、文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報を複製する場合には、当該送付済秘密情報に付されている全ての元の秘密指定の表示についても、複製し、又は各複製物に表示する。受領締約国政府は、このような複製された送付済秘密情報を送付済秘密情報の原本と同様管理の下に置く。受領締約国政府は、複製物の数を公用の目的のために必要とされる数に限定する。

令和7年6月20日 金曜日

○農林水産省告示第九百六十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 岐阜県加茂郡白川町黒川字繁之洞一五三〇・字水根六五七八の五、六五九一、六五九五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、抾伐によること。

字繁之洞一五三〇・字水根六五九一・六五九五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

○農林水産省告示第九百六十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 岐阜県郡上市美並町上田字水呑場三五二五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、抾伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
及び樹種 次のとおりとする。
(次のとおり)は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)
○農林水産省告示第九百六十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
令和七年六月二十日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 岐阜県飛騨市河合町角川
字ぬけとう一四七三・字宮坂一四七六・字宮ヶ
洞二九〇一の六(以上三筆について次の図に示
す部分に限る。)

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百六十七号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
二十五条第一項の規定により、次のように保安林
の指定をする。
令和七年六月二十日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 宮崎県兒湯郡西米良村大
字板谷字横谷四三七の一九(次の図に示す部分
に限る。)

二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をことができる立木
は、当該立木の所在する市町村に係る市町
村森林整備計画で定める標準伐期齡以上の
ものとする。
- 3 問伐その他特別の場合の伐採に係るもの
は、次のとおりとする。
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ
の図面及び関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場
に備え置いて縦覧に供する。)

名 称	上 流 端	下 流 端	間 区
女瀬川	芥川	左岸	京都府京都市西京区大原野石作町一七五五番 一地先
右岸	右岸	先	大阪府高槻市大字中畑小字小屋ヶ谷十五番地 大阪府高槻市大字奈佐原百十五番地先
左岸	太阪府高槻市大字奈佐原百六十五番地一地先 大阪府高槻市大字奈佐原百十五番地先	淀川への合流点	芥川への合流点

真如寺川	左岸 大阪府高槻市浦堂二丁目六百八十五番三地先
右岸 大阪府高槻市浦堂二丁目七百三十四番九地先	右岸 大阪府高槻市塚脇二丁目千百三十五番三地先
西山川	大阪府高槻市宮之川原元町千九百六番七地先
東山川	左岸 大阪府高槻市大字田能小字永田千百八十七番
田能川	右岸 大阪府高槻市大字田能小字飛田四番三地先
	芥川への合流点
	西山川への合流点
	芥川への合流点

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○北陸地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二十日

北陸地方整備局長 高松 諭

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所

七号、八号、四十七号、八号、五三七番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

新潟市中央区西馬越五四番二三から同市中央区西馬越

北陸地方整備局及び同局新

九号、四百三号及び四百五号

九号

供用開始の期日 令和七年六月二十日

国会事項

衆議院

常任委員長補欠当選

六月十八日常任委員長選挙の結果、次のとおり補欠当選した。

財務金融委員長

阿久津幸彦

常任委員長解任

六月十八日議院は、次の常任委員長の解任を議決した。

財務金融委員長

井林 辰憲

手話に関する施策の推進に関する法律
法律公布奏上及び通知
六月十八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

ギヤンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律

社会保険労務士法の一部を改正する法律

議案提出

六月十八日議員から提出した議案は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の

設置等に関する法律案（古川元久外一名提出）

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島

地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

の一部を改正する法律案（山田勝彦外九名提出）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（平岡秀夫

外十九名提出）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の

一部を改正する法律案（近藤和也外七名提出）

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部

を改正する法律案（谷田川元外四名提出）

洋上風力発電の価格調整スキームに関する質問

主意書

在日米軍基地におけるP.C.B.に関する質問主意書

手話に関する施策の推進に関する法律案

議案通知

六月十八日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

手話に関する施策の推進に関する法律案

議案通知書受領

六月十八日次の法律の公布を受領した。

ギヤンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

質問書転送

六月十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

自治体職員をハラスマントから守る条例の議員活動に対する適用に関する質問主意書

教育職員の精神疾患にかかる復職支援に関する質問主意書

石破総理の金利がある世界の恐ろしさという発言に関する質問主意書

外国人による運転免許証の切替制度の悪用防止に関する再質問主意書

カルテ開示及び受診証明書発行時の高額手数料請求の改善に関する質問主意書

政府の人口減少対策に関する質問主意書

同姓同名の者が立候補する選挙に係る問題に関する質問主意書

国際連合憲章における敵国条項の撤廃に関する質問主意書

国際連合憲章における敵国条項の撤廃に関する質問主意書

政府の人口減少対策に関する質問主意書

保育士配置基準の見直し、公定価格の引上げ及び障害児保育に関する質問主意書

公立沖縄北部医療センター整備等に係る支援に関する質問主意書

さとうきびの生産振興及び製糖企業の経営安定に向けた支援に関する質問主意書

保育士配置基準の見直し、公定価格の引上げ及び障害児保育に関する質問主意書

我が国に駐留する米兵等に對して我が国が当局が有する第一次裁判権を放棄した事案に関する質問主意書

質問主意書

ハーバード大学の留学生受入れ停止により不利益を被る日本人学生等への支援に関する質問主意書

戦没者遺族への援護に関する質問主意書

外国情報機関による勧誘工作に関する再質問主意書

原爆投下に対する米国の公式謝罪を求めるべきことに関する質問主意書

外国人による不動産所有と民法上の相互主義に関する質問主意書

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島

地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

の一部を改正する法律案（山田勝彦外九名提出）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（平岡秀夫

外十九名提出）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の

一部を改正する法律案（近藤和也外七名提出）

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部

を改正する法律案（谷田川元外四名提出）

洋上風力発電の価格調整スキームに関する質問

主意書

在日米軍基地におけるP.C.B.に関する質問主意書

手話に関する施策の推進に関する法律案

議案通知

六月十八日参議院送付の次の本院提出案を可決した旨参議院に通知した。

手話に関する施策の推進に関する法律案

議案通知書受領

六月十八日次の法律の公布を受領した。

ギヤンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

手話に関する施策の推進に関する法律案

議案通知

六月十八日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

手話に関する施策の推進に関する法律案

議案通知書受領

六月十八日次の法律の公布を受領した。

ギヤンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

年金積立金管理運用独立行政法人の投資差止めに関する質問主意書

沖縄県北部地域及び離島の交通網に関する質問主意書

沖縄県八重山地域における石油製品価格の公正性調査及び格差是正に関する質問主意書

沖縄・地域安全バトロール事業に関する質問主意書

さとうきびの生産振興及び製糖企業の経営安定に向けた支援に関する質問主意書

保育士配置基準の見直し、公定価格の引上げ及び障害児保育に関する質問主意書

我が国に駐留する米兵等に對して我が国が当局が有する第一次裁判権を放棄した事案に関する質問主意書

質問主意書

ハーバード大学の留学生受入れ停止により不利益を被る日本人学生等への支援に関する質問主意書

戦没者遺族への援護に関する質問主意書

外国情報機関による勧誘工作に関する再質問主意書

原爆投下に対する米国の公式謝罪を求めるべきことに関する質問主意書

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島

地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

の一部を改正する法律案（山田勝彦外九名提出）

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（平岡秀夫

外十九名提出）

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の

一部を改正する法律案（近藤和也外七名提出）

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部

を改正する法律案（谷田川元外四名提出）

洋上風力発電の価格調整スキームに関する質問

主意書

在日米軍基地におけるP.C.B.に関する質問主意書

手話に関する施策の推進に関する法律案

議案提出

六月十八日議員から次の議案が提出された。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（石橋通宏外二名提出）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（石橋通宏外二名発議）（参第一一〇号）

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（山口俊一外六名提出）（衆第五八号）

新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案（古川元久外一名提出）

議案受領（予備審査）

六月十八日衆議院から次の議案が送付された。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案（山口俊一外六名提出）（衆第五九号）

独立行政法人国際協力機構の新規業務に関する質問主意書

独立行政法人国際協力機構の信託保証業務における債務不履行時の対応に関する質問主意書

独立行政法人国際協力機構の信用保証業務におけるボートフオリオに関する質問主意書

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（平岡秀夫

外十九名提出）（衆第六一號）

<p>国家試験</p> <p>採用候補者名簿の有効期間の満了</p> <p>人事院規則8-12(職員の任免)第14条第1項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和7年6月19日をもって満了した。</p> <p>令和7年6月20日 人事院事務総局人材局企画課長 澤田 晃一 記 2022年度国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)(法務区分を除く。) 2022年度国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)(教養区分を除く。)</p>

<p>国土調査の実施に関する公示</p> <p>国土調査法(昭和11六年法律第百八十九号)第七条の規定に基づき、国土調査の実施に關して、次のとおり公示する。</p> <p>令和7年6月10日 国土交通大臣 中野 洋昌</p>

公 告

諸 事 項

特別支給手続開始決定公告

令和7年6月20日

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁立川支部 令和7年第2号

2 特別支給手続開始決定の年月日 令和7年6月20日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和2年2月1日から令和3年4月8日までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

被告人が、複数の名称で貸金業を営み、業として金銭の貸付けを行うに当たり、法定の利率を超えた利息を、被告人が管理する他人名義の複数の口座に振込入金させて受領した行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 被告人が用いていた主な名称

「三倉博」「ハニーポット」「アップローン」「ペティオローン」「ホイミン」「ビチュー」

(2) 被告人が元利金の返済を受領するために使用した銀行口座の名義

「アサカワケイスク」「アラカキタカホ」「イケダユウト」「イナフクセイヤ」「エノモトアヤカ」「オオバヤシタカコ」「オガタエミ」「オギノマサオ」「オヤマコウダイ」「カトウチカ」「カネダジョウジ」「カネダユミコ」「カワグチジョン」「カワグチマサミ」

<p>1、事業計画が定められた年月日 令和7年6月1日</p> <p>2、調査の種類 土地分類基本調査(土地履歴調査)及び水基本調査(地下水調査)</p> <p>3、調査を実施する者の名称 国土交通省</p> <p>4、調査地域 土地分類基本調査(土地履歴調査) 山形県、秋田市、八戸市、山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大江町、神戸市、姫路市、明石市、相生市、加古川市、赤穂市、三木市、高砂市、小野市、たつの市、稻美町、播磨町、太子町、鳥取市、米子市、境港市、八頭町、日吉津村、南部町、伯耆町</p> <p>5、全国</p> <p>6、調査期間 令和7年6月4日から令和8年11月31日まで</p>
--

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

令和7年6月20日

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第1項第5号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和5年4号及び令和6年第2号

2 犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日 令和7年6月20日

3 終了決定をした理由 資格裁定を受けた全ての者について、被害回復給付金の特別支給等をしたため。

4 この公告に関する問合せ先 〒100-8903 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 東京地方検察庁総務部 犯罪被害財産支給手続担当 電話番号 03-3592-5611 (代表) 内線4392、3350	○ 上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記4のとおり）。
	○ 当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
	(1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
	(2) 支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
	(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
	○ 当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。
三養基土地改良区の定款変更の認可の公告 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項、第124条及び第136条の4の規定に基づき、佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県三養基郡みやき町に事務所を有する三養基土地	改良区から申請のあった定款変更は、令和7年6月3日認可したので、同法第30条第3項、第124条及び第136条の4の規定に基づき公告する。 令和7年6月20日 九州農政局長 緒方 和之

公 示 送 達

特許法第191条第1項（実用新案法第55条第2項、意匠法第68条第5項及び商標法第77条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公示する。

送達を受けるべき者 送達する書類

住 所（居所）	氏 名（名称）	事 件 の 表 示	書 類 名
25, bldg. 3, B. Spasskaya str., Moscow, Russian Federation, 129090	Law firm "Gorodissky & Partners" Ltd.	特許第6347835号	却下理由通知書
群馬県高崎市箕郷町善地840-1	堀内 隆司	特願2024-216025	手続補正指令書（方式）
広島県福山市水呑町2782	本井 秀政	特願2024-212915	手続補正指令書（方式）
京都府京都市東山区南棟梁町557-8	吉田 修	商願2024-129899	手続補正指令書（方式）
東京都青梅市森下町448-6	原田 一也	特願2023-181041	拒絶査定の謄本
福岡県福津市宮司浜4-1-20-207	上田 祐平	商願2023-146280	出願却下の処分の謄本
		商願2023-146281	出願却下の処分の謄本
Shoham 25251003 Ramat Gan(IL)	YOOM.COM LTD	国際登録番号 1728001	拒絶査定の謄本
per. Ispolkomovskij, vld. 23A, pomeshch. 1101, s. Primorka RU-346870 Neklinovskij r-n, Rostovskaya obl.(RU)	OOO "PERVOE OPYTNO-KONSTRUKTORSKOE BYURO"	国際登録番号 1720147	拒絶査定の謄本

building 71, Generalshino village, Dmitrievsky district RU-307536 Kursk region(RU)	Pilipenko Viktorovich	Valery	国際登録番号 1727805	拒絶査定の謄本
Dolgoprudnenskoe sh. 3, fl./pom/com 7/XVII/7.3.04 RU-127204 Moscow(RU)	Limited Company "Smart Country"	Liability	国際登録番号 1728992	拒絶査定の謄本
Sosnovaya Str. 22, Zhelyabino village, g/o Krasnogorsk, Krasnogorsk district RU-143340 Moscow region(RU)	SILKIN IGOREVICH	PETR	国際登録番号 1729812	拒絶査定の謄本
Pervomayskaya St. 28/24 h., 54 Appart. RU-105037 Moscow(RU)	Individual entrepreneur Movsesyan Artur Armenovich		国際登録番号 1730265	拒絶査定の謄本
Institutskiy per., 16 RU-127030 Moscow(RU)	Limited Company "Management Company of the Novard Group"	Liability	国際登録番号 1730516	拒絶査定の謄本
Institutskiy per., 16 RU-127030 Moscow(RU)	Limited Company "Management Company of the Novard Group"	Liability	国際登録番号 1733944	拒絶査定の謄本
アメリカ合衆国ニューヨーク州、ニューヨーク、マディソン アベニュー、292 フィフス フロア	ボーダーフリー、インコーポレーテッド		取消2023-300247	審決の謄本
アメリカ合衆国 カリフォルニア 94070, サンカルロス, インダストリアル ロード 201, スイート 310	ニューゲン テクノロジーズ、インコーポレイテッド		取消2023-300843	審決の謄本
アメリカ合衆国カリフォルニア州 92806, アナハイム, イースト・ケイテラ・アヴェニュー2400番スイート300	ペケット・メディア・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー		取消2024-300312	審決の謄本
イギリス国 キャンバリー フリムリー サー ウィリアム ジーメンス スクウェア	ジーメンス インダストリー ソフトウェア リミテッド		取消2025-300069	請求書副本の送達通知
香港 ケー・エル クン・トン ホイ・ユエン・ロード 77 イップ・ファット・ファクトリー・ビルディング フェーズ 1 6階 フラット・ルーム エー	スプリングフィールド グループ リミテッド		取消2025-300145	請求書副本の送達通知
上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。				
令和7年6月20日				
酒類の地理的表示を指定する件				
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第86条の6第1項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基	準」という。）第2項の規定に基づき、次の地理的表示を指定したので、表示基準第8項の規定に基づき公告する。			
令和7年6月20日				
				国税庁長官 奥 達雄

名称	青森
産地の範囲	青森県
酒類区分	清酒
生産基準	国税庁ホームページに掲載する。
表示基準第10項第3号の規定により表示基準第9項の規定を適用しないものとする商標その他の表示	国税庁ホームページに掲載する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第90381号

東京都八王子市めじろ台1丁目50番地8

申立人 前田 良一

本籍愛媛県伊予市八倉751番地1、最後の住所東京都八王子市めじろ台1丁目50番地8
前田方、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和7年3月26日、出生の場所愛媛県宇和島市、出生年月日昭和10年3月20日、職業無職

被相続人 亡 重松 美代

事務所東京都府中市住吉町1丁目79番地の4
匠ビル2階 西東京きらり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川敬佑
催告期間満了日 令和8年1月13日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90397号

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駒字弥栄平1番地149

申立人 株式会社エヌライド
代表者代表取締役 西田 英治

本籍青森県青森市西滝2丁目83番地7、最後の住所東京都調布市国領町8丁目4番地32
トーケンフラット407、死亡の場所神奈川県川崎市幸区、死亡年月日令和6年8月1日、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和43年7月8日、職業不明

被相続人 亡 澤谷 義康
事務所東京都中野区本町2丁目46番4号中野坂上サンプライトアネックス 404 アクシ
アム法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中田 圭一
催告期間満了日 令和8年1月13日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第1124号

山梨県甲府市丸の内3丁目20番7号 フォ
ワードビル5階 甲斐の杜法律事務所
申立人 小笠原忠彦

本籍山梨県山梨市上神内川1544番地、最後の住所山梨県山梨市上神内川1363番地日下部記念病院、死亡の場所山梨県山梨市、死亡年月日令和7年1月26日、出生の場所山梨県東山梨郡加納岩町、出生年月日昭和15年2月7日、職業無職

被相続人 亡 古屋紀代子
事務所山梨県甲府市中央1丁目12番20号異人館ビル3階 石川法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三浦 健一
催告期間満了日 令和8年1月3日
甲府家庭裁判所

令和7年(家)第8045号

静岡県駿東郡長泉町南一色164番地の1
申立人 水口 保

本籍静岡県駿東郡長泉町南一色166番地11、最後の住所静岡県駿東郡長泉町南一色166番地の11、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日令和6年11月8日、出生の場所三島市、出生年月日昭和40年7月19日、職業大学講師

被相続人 亡 紺野 勝則
静岡県沼津市御幸町24-46-2瀬野・平法律事務所

相続財産清算人 平 和晃
催告期間満了日 令和8年1月30日
静岡家庭裁判所沼津支部

令和7年(家)第20067号

浜松市中央区宮竹町307番地の1
申立人 日榮ハイムリバティタウン宮竹管理組合

本籍静岡県浜松市中区早出町1237番地2、最後の住所浜松市東区宮竹町299番地の1リバティータウン宮竹式番館506号、死亡の場所静岡県浜松市東区、死亡年月日平成27年8月1日から10日までの間、出生の場所静岡県磐田郡二俣町、出生年月日昭和24年5月25日、職業不明

被相続人 亡 竹内 房子
浜松市中央区鍛冶町140番地の4 浜松Aビル3階 村越法律事務所
相続財産清算人 弁護士 野形 昌三
催告期間満了日 令和8年1月24日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第20079号

浜松市中央区野口町529番地

申立人 山泉 幸隆

本籍静岡県浜松市中央区中央3丁目110番地9、最後の住所浜松市中央区中央3丁目5番12号、死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日令和7年2月11日から20日までの間、出生の場所静岡県浜松市、出生年月日昭和25年3月15日、職業無職

被相続人 亡 山泉 善一
浜松市中央区田町230番地の17 田町ファーストビル5階 田畠・岩田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 武田 明子
催告期間満了日 令和8年1月23日
静岡家庭裁判所浜松支部

令和7年(家)第479号

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

申立人 株式会社セゾンファンデックス

代表者代表取締役 三浦 義昭

本籍京都市右京区宇多野御屋敷町19番地25、最後の住所京都市右京区鳴滝中道町15番地2、死亡の場所奈良市、死亡年月日令和5年9月5日、出生の場所奈良市、出生年月日昭和48年4月24日、職業不明

被相続人 亡 野口 岳秀
事務所京都市中京区烏丸通三条下ル 大同生命京都ビル8階 河本総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 林 由希子
催告期間満了日 令和8年1月9日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第524号

京都府亀岡市南つづじヶ丘大葉台1丁目14番7号

申立人 坂本 晴佳

申立人手続代理人弁護士 三上 了資

本籍京都市右京区太秦桂ヶ原町17番地、最後の住所京都市右京区太秦桂ヶ原町17番地、死亡の場所京都市右京区、死亡年月日令和6年12月30日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和33年12月10日、職業無職

被相続人 亡 井川 雅夫

事務所京都市中京区中町通夷川上ル鉢田町288 谷口総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 橋本弥江子

催告期間満了日 令和8年1月9日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第672号

京都市中京区西ノ京御輿岡町16番地8

申立人 一般社団法人げんてん社会福祉士共同事務所

代表者代表理事 大釜 訓

本籍鳥取県岩美郡岩美町大字岩井510番地、最後の住所京都市右京区嵯峨大覚寺門前井頭町3番地1-1-303号、死亡の場所京都市北区、死亡年月日令和7年1月3日、出生の場所鳥取県岩美郡小田村、出生年月日昭和23年12月9日、職業無職

被相続人 亡 濱崎 人美

事務所京都市中京区御幸町通丸太町下ル 御幸町ビル5階 京都法律事務所

相続財産清算人 弁護士 金杉 美和

催告期間満了日 令和8年1月9日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第40093号

札幌市南区真駒内線町2丁目4番4号

申立人 塚田 厚子

本籍北海道札幌市南区澄川2条3丁目140番地29、最後の住所札幌市中央区南15条西15丁目1番30号 花園病院、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和6年10月12日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和31年6月21日、職業無職

被相続人 亡 玉井 利幸

札幌市中央区南1条西14丁目ワフスわたなベビル7階 三木・佐々木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 瀬戸 悠介

催告期間満了日 令和8年1月28日
札幌家庭裁判所

令和7年(家)第40129号
札幌市豊平区美園1条3丁目4番15号
申立人 白川 正枝

本籍北海道札幌市豊平区美園5条7丁目14番地、最後の住所札幌市豊平区美園1条3丁目4番14号メゾンドミッセ302号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日令和7年3月1日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和33年7月5日、職業不詳

被相続人 亡 前田希左人

札幌市中央区大通西13丁目4番地102レジディア大通公園3階 亀山・近藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 亀山 健太
催告期間満了日 令和8年1月28日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第40144号

札幌市北区屯田3条4丁目6番5号 伊藤方
申立人 佐々木葉子

本籍北海道札幌市北区北35条西8丁目366番地21、最後の住所札幌市北区北35条西8丁目3番5号金沢、死亡の場所北海道札幌市北区、死亡年月日令和2年2月11日、出生の場所北海道札幌市、出生年月日昭和23年4月11日、職業不詳

被相続人 亡 山下ひかる

札幌市中央区大通西11丁目4番27号北海ケミカル札幌ビル7階 クレストンズ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 石橋 洋太
催告期間満了日 令和8年1月28日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第40010号

札幌市西区発寒6条11丁目1番34号新道北口ビルANNEX1階みさと法律事務所
申立人 平野 美里

本籍北海道上川郡和寒町字南町43番地、最後の住所北海道美唄市西2条北1丁目1番1号、死亡の場所北海道美唄市、死亡年月日令和7年3月2日、出生の場所北海道旭川市、出生年月日昭和42年7月5日、職業無職

被相続人 亡 谷 弘美

事務所札幌市西区発寒6条11丁目1番34号新道北口ビルANNEX1階みさと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 平野 美里
催告期間満了日 令和8年1月5日

札幌家庭裁判所岩見沢支部

令和7年(家)第434号

青森県青森市新町1丁目14番2号

申立人 野坂 豊史

本籍青森県青森市新町1丁目10番地、最後の住所青森県青森市新町1丁目14番1号、死亡の場所青森県青森市、死亡年月日令和6年12

月24日、出生の場所青森県上北郡野辺地町、出生年月日昭和9年12月14日、職業無職
被相続人 亡 野坂 忠平
事務所青森市けやき1丁目2番47号 L R T
法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山口 最史
催告期間満了日 令和8年1月23日
青森家庭裁判所

令和7年(家)第63号

仙台市青葉区上杉1丁目2番16号
申立人 宮城県農業信用基金協会
本籍宮城県登米市中田町上沼字本宮1番地、最後の住所宮城県登米市中田町上沼字本宮1番地11、死亡の場所宮城県登米市、死亡年月日令和5年9月23日、出生の場所宮城県登米郡中田町、出生年月日昭和34年11月15日、職業不明

被相続人 亡 後藤 康教
事務所仙台市青葉区国分町1-7-16ウッドライズ仙台7階荒総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金子 享平
催告期間満了日 令和8年1月9日
仙台家庭裁判所登米支部

令和7年(家)第20007号

千葉県市川市妙典5丁目13番24-411クリサンテーム妙典
申立人 久保 麻衣

本籍栃木県真岡市荒町3丁目1番地1、最後の住所栃木県真岡市荒町3丁目19番地6、死亡の場所栃木県真岡市、死亡年月日令和6年10月12日、出生の場所栃木県芳賀郡真岡町、出生年月日昭和21年8月2日、職業無職

被相続人 亡 久保 光雄
栃木県真岡市荒町1203番地 真岡商工会議所
102金子総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 金子 剛
催告期間満了日 令和8年1月16日
宇都宮家庭裁判所真岡支部

令和7年(家)第87号

東京都港区赤坂1丁目8番1号
申立人 株式会社ドコモ・ファイナンス

本籍埼玉県草加市原町2丁目3番、最後の住所埼玉県草加市原町2丁目3番1-3号、死亡の場所埼玉県草加市、死亡年月日令和5年8月22日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和39年11月5日、職業自営

被相続人 亡 林 恒一郎
事務所埼玉県越谷市南越谷4丁目1番地12弁護士法人ARM'S(アームズ)法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中村 信行
催告期間満了日 令和8年1月13日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第291号
埼玉県三郷市花和田648番地1
申立人 三郷市

本籍神奈川県川崎市中原区上平間370番地、最後の住所埼玉県三郷市鷹野3丁目66番地5、死亡の場所埼玉県三郷市、死亡年月日推定平成20年5月3日、出生の場所北海道雨竜郡北竜村、出生年月日昭和15年5月25日、職業不明

被相続人 亡 辻 定雄
事務所埼玉県草加市松原1丁目1番10号獨協地域と子ども法律事務所
相続財産清算人 弁護士 久能由莉子
催告期間満了日 令和8年1月13日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第203号

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5ソニックシティビル内

申立人 埼玉県信用保証協会
本籍埼玉県熊谷市原島1302番地、最後の住所埼玉県熊谷市原島1302番地、死亡の場所埼玉県熊谷市、死亡年月日令和6年7月25日、出生の場所埼玉県熊谷市、出生年月日昭和22年7月3日、職業不明

被相続人 亡 新井 和子
事務所埼玉県熊谷市桜木町1丁目1番1号秩父鉄道熊谷ビル4階 弁護士法人けやき総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 白石加代子
催告期間満了日 令和8年1月21日

さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和6年(家)第30216号

千葉県成田市花崎町760番地

申立人 成田市
本籍千葉県香取郡大栄町堀籠853番地、最後の住所千葉県香取郡大栄町堀籠853番地、死亡の場所千葉県香取郡大栄町、死亡年月日昭和33年8月30日、出生の場所千葉県印旛郡弥富村、出生年月日明治29年4月26日、職業不明

被相続人 亡 藤崎 はる
事務所千葉県中央区中央3丁目5番1号 クリエ千葉中央6階B号室 かなで法律事務所
相続財産清算人 弁護士 塩野 大介
催告期間満了日 令和8年2月3日

千葉家庭裁判所佐倉支部

令和7年(家)第90121号
東京都八王子市叶谷町1777番
申立人 株式会社レインボー

本籍東京都品川区小山6丁目391番地、最後の住所東京都八王子市叶谷町1777番地M Sヒルズ、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和5年2月24日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和34年3月15日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 弥生

事務所東京都渋谷区神南1丁目22番8号渋谷東日本ビル5階 弁護士法人渋谷シビック法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉木 聰一
催告期間満了日 令和8年1月13日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90338号

東京都八王子市子安町1丁目4番13号
申立人 原 誠治

本籍東京都日野市南平1丁目12番地11、最後の住所東京都日野市南平1丁目12番地の11、死亡の場所東京都日野市、死亡年月日推定令和6年12月11日から20日までの間、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和38年6月24日、職業無職

被相続人 亡 力丸 一雄
事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号 日比谷ダイビル6階 潮見坂綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉羽真一郎
催告期間満了日 令和8年1月13日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90364号

東京都三鷹市野崎1丁目1番1号

申立人 三鷹市
本籍東京都三鷹市下連雀2丁目77番地、最後の住所東京都三鷹市下連雀3丁目24番13号、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日推定令和6年11月25日、出生の場所東京都北多摩郡三鷹町、出生年月日昭和23年1月3日、職業貸家業

被相続人 亡 高木 博
事務所東京都府中市寿町2丁目3番地の1 レールサイド寿2階 大藏法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大藏 隆子
催告期間満了日 令和8年1月13日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第90416号
 東京都八王子市元八王子町3丁目2750番地
 270
 申立人 草野 代二
 本籍東京都品川区西大井3丁目5143番地、最後の住所東京都昭島市田中町1丁目25番24号
 コーポ山際105号、死亡の場所東京都昭島市、死亡年月日令和7年2月17日、出生の場所東京都八王子市、出生年月日昭和30年7月11日、職業会社役員
 被相続人 亡 杉田 和夫
 事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目20番
 1号吉祥寺永谷シティプラザ812 駅前通り
 法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 堀 克巳
 催告期間満了日 令和8年1月5日
 東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第40332号
 東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
 申立人 株式会社三井住友銀行
 本籍神奈川県藤沢市渡内2丁目478番地16、最後の住所神奈川県藤沢市渡内2丁目2番24号、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日推定令和6年1月14日、出生の場所宮崎県都城市、出生年月日昭和19年6月7日、職業会社員
 被相続人 亡 石原誠一郎
 事務所神奈川県横須賀市追浜本町1-32-1
 ベルストンビル2階
 相続財産清算人 弁護士 田口 裕樹
 催告期間満了日 令和8年2月13日
 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40391号
 横浜市港南区上大岡西1丁目6番1号ゆめおおかオフィスタワー24階
 申立人 司法書士法人小関綜合事務所
 本籍神奈川県横須賀市吉倉町1丁目79番地、最後の住所横浜市神奈川区三ツ沢下町22番4号コーポ原102号、死亡の場所神奈川県横浜市神奈川区、死亡年月日令和7年3月1日頃、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和40年1月18日、職業無職
 被相続人 亡 松村恵美子
 事務所横浜市中区真砂町4-43木下商事ビル8階
 相続財産清算人 弁護士 中野 智仁
 催告期間満了日 令和8年2月13日
 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40421号
 神奈川県藤沢市高倉754番地の26
 申立人 藤村 率
 本籍神奈川県藤沢市藤沢2丁目1871番地、最後の住所神奈川県藤沢市小塚383番地藤沢病院、死亡の場所神奈川県藤沢市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所神奈川県横浜市戸塚区、出生年月日昭和32年1月9日、職業無職
 被相続人 亡 松本 嘉章
 事務所横浜市中区日本大通11横浜情報文化センター11階
 相続財産清算人 弁護士 渡部 英明
 催告期間満了日 令和8年2月13日
 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第7100号
 千葉県千葉市美浜区磯辺5-1-2-235
 申立人 佐藤 和香
 本籍東京都台東区柳橋2丁目4番地1、最後の住所川崎市宮前区宮前平3丁目8番地19宮前平N Sハイツ 102、死亡の場所神奈川県川崎市宮前区、死亡年月日平成25年10月12日、出生の場所愛知県名古屋市東区、出生年月日昭和9年9月28日、職業無職
 被相続人 亡 富田 真澄
 川崎市中原区新丸子東3丁目946番地閑口組小杉ビル3階 こすぎ法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 川瀬 典宏
 催告期間満了日 令和8年1月13日
 横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第713号
 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号
 申立人 山梨県
 本籍山梨県南巨摩郡身延町飯富282番地、最後の住所山梨県南巨摩郡身延町飯富282番地、死亡の場所山梨県中央市、死亡年月日令和3年7月13日、出生の場所山梨県南巨摩郡原村、出生年月日昭和10年8月4日、職業無職
 被相続人 亡 大川みち子
 事務所山梨県甲府市中央1丁目1番18号柳町法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 田邊 譲
 催告期間満了日 令和8年1月8日
 甲府家庭裁判所

令和7年(家)第192号
 岐阜県可児市広見1丁目1番地
 申立人 可児市
 本籍岐阜県可児市今渡1345番地、最後の住所岐阜県可児市今渡1345番地、死亡の場所岐阜県中津川市、死亡年月日令和3年2月14日、出生の場所岐阜県加茂郡古井町、出生年月日昭和7年8月19日、職業不詳
 被相続人 亡 渡邊とみ子
 事務所岐阜県美濃加茂市太田町1940-18アルゴビル1階
 相続財産清算人 弁護士 林 真由美
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 岐阜家庭裁判所御嵩支部

令和7年(家)第4012号
 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
 申立人 京丹後市長 中山 泰
 本籍京都府京丹後市峰山町石丸408番地、最後の住所京都府京丹後市網野町網野1446番地クワルト デ 松葉 A号室、死亡の場所京都府京丹後市、死亡年月日令和6年3月11日頃、出生の場所京都府中郡丹波村、出生年月日昭和27年7月2日、職業不明
 被相続人 亡 堀江庄一郎
 事務所京都府宮津市鶴賀2054番地1宮津商工会議所2階 弁護士法人たんご法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 相模 祐輔
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 京都家庭裁判所宮津支部

準禁治産宣告取消

令和7年(家)第22620号
 本籍広島県廿日市市地御前1丁目25番、住所神奈川県横浜市旭区白根3丁目19番8号旭白根荘22号
 事件本人 小笠原常行
 昭和26年1月6日生
 令和7年5月26日準禁治産宣告取消審判確定
 広島家庭裁判所裁判所書記官

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和6年(家)第2369号
 京都市上京区荒神口通河原町東入亀屋町123
 ダイショウ荒神口ビル4階
 申立人 木村 充里
 本籍滋賀県大津市大江2丁目2362番地、最後の住所アメリカ合衆国ニューヨーク州チャウタウクア郡以下不詳
 不在者 高見 久代
 大正15年5月19日生
 届出期間満了日 令和7年10月15日
 京都家庭裁判所

令和7年(家)第5号
 京都府舞鶴市宇上福井2147番地の3
 申立人 島袋 恵子
 本籍京都府舞鶴市宇上福井2147番地3、最後の住所京都府舞鶴市宇上福井2147番地の3
 不在者 島袋 知明
 昭和49年12月8日生
 届出期間満了日 令和7年10月10日
 京都家庭裁判所舞鶴支部

令和6年(家)第1028号
 北海道札幌市清田区平岡十条1丁目18-26
 申立人 神野 純子
 本籍広島県広島市安佐南区八木8丁目939番地、最後の住所アメリカ合衆国ハワイ州
 不在者 亀井 逸雄
 明治43年7月13日生
 届出期間満了日 令和7年9月29日
 広島家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第71号
 本籍北海道苦小牧市しらかば町6丁目22番地13、住民票上住所北海道苦小牧市双葉町3丁目19番22号、最後の住所滋賀県草津市（以下不明）
 不在者 斎藤 正
 昭和49年6月1日生
 令和7年5月29日失踪宣告審判確定
 札幌家庭裁判所苦小牧支部裁判所書記官

令和6年(家)第758号
 本籍青森県平川市大坊竹内11番地、最後の住所青森県平川市大坊竹内11番地
 不在者 斎藤 政雄
 昭和16年1月21日生
 令和7年5月31日失踪宣告審判確定
 青森家庭裁判所弘前支部裁判所書記官

令和6年(家)第271号

本籍栃木県宇都宮市西原1丁目2229番地、最後の住所東京都品川区西品川4丁目1241番地不在者 市石 康子
昭和19年4月20日生
令和7年5月31日失踪宣告審判確定

宇都宮家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第928号

本籍東京都練馬区貫井4丁目805番地、最後の住所埼玉県新座市栗原5丁目15番12号不在者 貞末 淳一
昭和10年12月3日生
令和7年5月30日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第979号

本籍沖縄県名護市東江1丁目128番地、最後の住所埼玉県蕨市塚越5丁目24番13号不在者 具志堅興正
昭和17年5月15日生
令和7年5月30日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第328号

本籍千葉県八街市八街に155番地2、最後の住所千葉県八街市八街に155番地2市営住宅九十九路団地1-1-22号不在者 鈴木くるみ
昭和24年10月21日生
令和7年5月29日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

令和6年(家)第474号

本籍千葉県浦安市堀江1丁目29番、最後の住所千葉県浦安市堀江1丁目29番9号不在者 橋谷 充男
昭和8年6月23日生
令和7年5月27日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和6年(へ)第2号

秋田市御所野湯本3丁目1番5号
申立人 山二建設資材株式会社
権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月19日
令和7年5月26日 横手簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 4通

(1)手形番号 AH50184

金額 960,000円

支払期日 令和6年12月5日

支払地 秋田県横手市

支払場所 株式会社秋田銀行横手支店

振出日 令和6年10月7日

振出地 秋田県横手市駿前町13番8号

振出人 創和建設株式会社 代表取締役 小原 朗

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 AA047443

金額 801,430円

支払期日 令和7年1月31日

支払場所 株式会社北都銀行横手西支店

振出日 令和6年10月10日

振出地 秋田県横手市大森町字大森184番地

振出人 株式会社ヤマニ製材所 代表取締役 柴田 康久

(3)手形番号 AE62724

金額 3,000,000円

支払期日 令和7年1月21日

支払場所 株式会社秋田銀行横手条里支店

振出日 令和6年10月20日

振出地 秋田県横手市婦気大堤字谷地添109-5

振出人 有限会社太田工業 代表取締役 佐藤 正巳

(4)手形番号 AA047218

金額 121,902円

支払期日 令和7年2月5日

振出日 令和6年10月21日

振出地 秋田県横手市大森町字大森258番地

振出人 合資会社赤保金物店 代表社員 赤川 雄一

(2)から(4)の約束手形の支払地、受取人及び最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

(4)の支払場所は(2)の約束手形の記載に同じ

令和6年(へ)第3号

大阪市西淀川区大野2丁目4番4号

申立人 北港化成株式会社

代表者代表取締役 横山 武司

権利を争う旨の申述の終期 令和7年5月27日

令和7年5月30日 東大阪簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 RK259631

金額 843,285円

支払期日 令和6年11月20日

支払地 大阪府東大阪市

支払場所 株式会社三井住友銀行若江岩田支店

振出日 令和6年8月20日

振出地 大阪府東大阪市

振出人 タチバナテクノス株式会社 代表取締役社長 松本 浩二

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和6年(へ)第1号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

東京都世田谷区玉川4丁目39番2-106号

申立人 鈴木 功二

権利の届出の終期 令和7年5月26日

令和7年5月29日 館山簡易裁判所

(別紙) 目録

1(1)土地 安房郡鋸南町大六字肥地691番

山林 280平方メートル

(2)土地 安房郡鋸南町大六字肥地693番

畑 452平方メートル

2登記年月日番号 千葉地方法務局館山支局昭和

6年8月20日受付第1326号

3登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 昭和6年1月3日設定

目的 竹木所有

存続期間 50年

地代 1年10円

支払期 毎年8月

地上権者 安房郡勝山町竜嶋(島)94番地

福原 周藏

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第508号

千葉市若葉区加曽利町1758番地1

債務者 株式会社R E S T A R T

代表者代表取締役 伊藤 成博

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮本 勇人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後3時

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第813号

千葉県市川市北方1丁目13番9号

債務者 株式会社スマイル365

代表者代表取締役 多田羅 誠

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 常木 康昭
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日前10時40分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第814号

千葉県船橋市飯山満町1丁目874番地2

債務者 J—one 合同会社

代表者代表社員 多田羅 誠

- 1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 常木 康昭
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日前10時40分

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第3781号

東京都台東区竜泉3丁目31番13-101号、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区中央本町2丁目6番3号

債務者 株式会社エムビーマネージメント

代表者代表取締役 本山美智代

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 星 千絵
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日前10時

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第16号 兵庫県丹波市氷上町新郷字赤井74番地の1 債務者 テックエンジニアリング株式会社 代表者代表取締役 板場 勇 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴崎 崇 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後2時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 神戸地方裁判所柏原支部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 剪毅 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午後2時 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第39号 岡山県美作市英田青野1109番1 債務者 THT鍛工合同会社 代表者代表社員 脇原 秀章 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯綱 浩二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前11時 岡山地方裁判所津山支部	1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮本 勇人 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後3時 6 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第68号 新潟県新発田市御幸町2丁目7番7号 債務者 太田建材株式会社 代表者代表取締役 太田 民穂 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 犬飼 善和 4 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄司 智弥 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時10分 仙台地方裁判所古川支部破産係	令和7年(フ)第27号 福岡県大川市中木室1007番地 債務者 株式会社スタジオアルファ 代表者代表取締役 酒見 剛史 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高峰 真 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前10時10分 福岡地方裁判所柳川支部破産係	令和7年(フ)第103号 岡山県倉敷市中島1666番地1 メルヴェイユ 110、転居前の住所岡山県倉敷市中島1990番地2 債務者 三宅 恵美 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原 幸徳 4 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第29号 熊本県八代市日置町651番地の1 債務者 学校法人 井本学園 代表者理事長 井本 一明 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日下部和弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田畠 求三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後2時30分 熊本地方裁判所八代支部	令和7年(フ)第55号 京都市伏見区北寢小屋町51番地 債務者 株式会社アントレッド 代表者代表取締役 寺本 正裕 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日下部和弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第1061号 札幌市西区山の手1条2丁目3番1-402号 債務者 奥野 徳昭 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菅野 直樹 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年8月20日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第29号 熊本県八代市日置町651番地の1 債務者 学校法人 井本学園 代表者理事長 井本 一明 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田畠 求三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後2時30分 熊本地方裁判所八代支部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 日下部和弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第2511号 大阪市西区土佐堀1丁目1番23号コウダイ肥後橋ビル4F 債務者 株式会社ケント 代表者代表清算人 永 廣 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北井 歩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第73号 宮城県栗原市金成上町6番地 債務者 古内 邦明 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄司 智弥 4 破産債権の届出期間 令和7年7月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第318号 埼玉県所沢市東所沢和田2丁目17番10号メゾンドール東所沢101 債務者 株式会社フォルテシモ 代表者代表取締役 高垣 謙	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北井 歩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第509号 大阪市東淀川区東中島2丁目20番18-611号 債務者 伊藤 成博	令和7年(フ)第140号 神奈川県平塚市岡崎3096番地の1 債務者 宮原 正持 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山梨 大輔 4 破産債権の届出期間 令和7年7月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第10号

熊本県天草市御所浦町横浦148番地2

債務者 小平 洋一

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 匡史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで

熊本地方裁判所天草支部

令和7年(フ)第719号

千葉県八千代市八千代台北14丁目8番4号

債務者 成毛 則彦

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村岡 旭美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第721号

千葉県浦安市今川3丁目9番13-205号

カーネ ロツソ

債務者 吉田莉佳子

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湊 弘美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第725号

千葉県船橋市前貝塚町549番地1 G・G・C-A-212号

債務者 深澤 匡樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湊 弘美

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月19日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで

令和7年(フ)第723号
千葉市花見川区花見川7番9棟208号

債務者 渡嘉敷政幸

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 樋口 貴之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第753号

千葉市中央区戸名町442番地1 カーサベルテ201号

債務者 田中 磨

- 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 駿
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第477号

千葉市中央区神明町6番地11

債務者 清宮 康子

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 広山 相徳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第762号

千葉県船橋市三咲2丁目10番6-101号

債務者 小寺 昭人

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 泰斗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第773号

千葉市花見川区検見川町2丁目202番地3

エルグランデ検見川108号

債務者 向中野里紗

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷中 晃
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第820号

千葉市稻毛区稲丘町2番6号 稲丘アームス203号

債務者 高橋 義雄

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梨本 勝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第821号

千葉市稻毛区稲丘町2番6号 稲丘アームス203号

債務者 高橋 良子

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梨本 勝

令和7年(フ)第888号

千葉市若葉区若松町977番地119

債務者 井手 昭仁

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 三宅 貞信

- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第717号

千葉県市川市宮久保3丁目24番4号(村越ハイム8号)

債務者 德永 育利

- 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東 耕三
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第17号

兵庫県丹波市青垣町遠阪1353番地1

債務者 板場 勇

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 柴崎 崇
- 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月11日午後2時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和7年8月7日まで
- 神戸地方裁判所柏原支部

令和7年(フ)第102号 沖縄県中頭郡読谷村字波平1900番地2 債務者 比嘉 清光 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古堅 豊 4 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後2時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	令和7年(フ)第33号 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字天神林80番地 2 移住定住住宅 B棟202号 債務者 進藤美友紀 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河村 嘉史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 秋田地方裁判所横手支部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳澤 和良 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年6月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 瀬川 尚吾 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第19号 山口県防府市大字富海1797番地の4、前住所 山口県防府市自力町4番5号 債務者 中山 信行 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小見山 岳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月1日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 山口地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第34号 秋田県雄勝郡羽後町字西馬音内342番地3 債務者 川口 剛 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 外山奈央子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 秋田地方裁判所横手支部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 優子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 南 友美子 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第142号 福岡県うきは市吉井町新治1287番地1 債務者 柳 一幸 1 決定年月日時 令和7年6月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木下宗一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 福岡地方裁判所久留米支部	令和7年(フ)第39号 香川県丸亀市飯山町真時169番地 債務者 篠畑 祐樹 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 勝村 真也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月5日まで 高松地方裁判所丸亀支部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松村聰一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年6月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 本田 真郷 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第482号 広島市安佐南区安東1丁目6番5-303号 債務者 小嶋 康敏 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川 遼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第193号 函館市亀田本町5番7-203号 債務者 武田 善夫 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 昌洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福岡 直也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年8月6日まで 高松地方裁判所丸亀支部	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 王裕治こと WANG JUNG C HEN 王 中辰 (ワン ジュンヘン) 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
	令和7年(フ)第145号 群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保2692番地1 債務者 篠原さゆり	令和7年(フ)第865号 千葉市中央区登戸3丁目9番38号 ヴィラ千葉101号 債務者 石松 美香	破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間
			令和7年(フ)第100号 愛知県豊川市住吉町1丁目28番地 コーポファミールA棟202号 債務者 近藤 健二 (旧姓藤田) 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第129号	愛知県新城市字北畠40番地5 セザンヌ北畠 117号室、従前の住所愛知県新城市字東沖野 20番地10 県営弁天住宅1街区1棟305 債務者 白井 友規 1 決定年月日時 令和7年6月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第20号	山形県米沢市城西1丁目3番10号 ヴィレッヂノープ108号室、前住所山形県米沢市館山2丁目1番65-4号 ライフステージ天陽231号室 債務者 鈴木 星 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 山形地方裁判所米沢支部
令和7年(フ)第236号	愛知県安城市美園町薮田55番地 県営依佐美住宅D-609 債務者 加納 建市 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第20号	三重県鳥羽市神島町207番地16、前住所愛知県名古屋市緑区南大高2丁目502番地 ライオンズプレイス南大高608号 債務者 小久保貞好 1 決定年月日時 令和7年6月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第129号	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係
令和7年(フ)第150号	福岡県久留米市三潴町西牟田6562番地1 i k k a 西牟田C棟102号 債務者 砥上 直也 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 盛岡地方裁判所二戸支部
令和7年(フ)第208号	静岡県浜松市中央区曳馬5丁目7番68号 債務者 花岡 節子 1 決定年月日時 令和7年6月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第154号	福岡県久留米市北野町乙吉21番地8 債務者 木下 熱 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第155号	福岡県久留米市御井町1598番地 大洋建設本社ビル408号、前住所福岡県久留米市原古賀町21番地7 フォルム久留米六ツ門205号 債務者 飯沼 裕徳 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第155号	名古屋市南区外山1丁目2番3号 アーバンフラット新瑞橋108号 債務者 山内由起子 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第901号	名古屋市中川区千音寺2丁目1833番地 ツフィア203号、前住所名古屋市中川区富田町大字千音寺字仏供田2972番地 ソフィア203号 債務者 廣田 敦 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1003号	名古屋市半田市亀崎月見町4丁目36番地の1 債務者 宮崎ゆかり 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1003号	名古屋市東区泉2丁目11番6号 第96プロスパービル2A号、前住所名古屋市東区砂田橋5丁目3番38号 レオパレス砂田橋205号 債務者 沖館 誠 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1011号	名古屋市北区楠1丁目603番地 債務者 下川 樹子 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1065号	名古屋市港区八百島2丁目1803番地 フクシア南陽 債務者 三輪 初夏 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1067号 名古屋市中村区佐古前町2番46号 栄生ビル 5C 債務者 水野 直美 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1092号 愛知県春日井市上条町1丁目146番地 第3 栄林ビル500C号 債務者 真守希代子 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月3日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1173号 名古屋市北区山田4丁目10番81号 市営新山田北荘910号 債務者 前田みはる 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月6日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月2日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1179号 名古屋市北区田幡2丁目17番25号 Viva桜 II番館202号 債務者 志方 歩 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年6月4日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで 釧路地方裁判所北見支部破産係	1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1196号 愛知県東海市加木屋町大清水304番地 債務者 原 友潔	1 決定年月日時 令和7年6月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第295号

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1丁目9番1—306号
債務者 石塚長世子
1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第336号

埼玉県八潮市大字木曾根1135番地1 トランスファー101
債務者 恩田レイナ(旧姓野口)
1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第359号

埼玉県草加市松江3丁目12番33号 コーポ松江103号
債務者 神戸ゑり子
1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第374号

埼玉県吉川市吉川団地4番7号306
債務者 鈴木あすか
1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第146号

埼玉県深谷市原郷429番地6 碧色205
債務者 加久間恵美
1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第155号

埼玉県羽生市西3丁目12番2号
債務者 井手尾幸子
1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第176号

埼玉県深谷市上手計317-1 特別養護老人ホーム サンライズガーデン、住民票上の住所埼玉県大里郡寄居町大字赤浜2602番地5
債務者 滝瀬 かよ
1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第388号

川崎市宮前区南野川2丁目56番26-505号
野川住宅
債務者 平松 志穂(旧姓高山・森田)
1 決定年月日時 令和7年6月10日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第81号

新潟県長岡市荒巻726番地
債務者 中村 雄洋

1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年8月4日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第70号

鹿児島県霧島市国分名波町22番18-306号
名波ハイタウン、旧住所鹿児島県霧島市隼人町住吉1863番地 いなりやまハイツ203号
債務者 堀切 隆弘
1 決定年月日時 令和7年6月4日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第199号

山形市桔梗5丁目30番26号
債務者 小西 秀和
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第106号

山形市小白川町5丁目4番1号 コーポサトウ 202号
債務者 荒木ますみ
1 決定年月日時 令和7年6月11日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第146号

北海道北斗市本町5丁目30番3号
債務者 沢田 尚冬
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第194号

函館市東山町179-58、住民票上の住所函館市白尻町244番地
債務者 後藤 裕

1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで
山形地方裁判所民事部

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第195号

北海道寿都郡寿都町字渡島町30番地
債務者 横山 正美
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第199号

函館市桔梗5丁目30番26号
債務者 小西 秀和
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第202号

函館市昭和2丁目21番1-102号 センターロード昭和
債務者 船場 数成
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで
函館地方裁判所

令和7年(フ)第104号

山形市鈴川町3丁目20番12-18号 エクレルティーカ5号
債務者 神尾 春奈
1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時
2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで
山形地方裁判所

破産手続終結

令和6年(フ)第2480号

名古屋市中区丸の内3丁目17番24号
破産者 株式会社J・S O U L

- 1 決定年月日 令和7年6月10日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第41号

北海道深川市三条8番20号
破産者 株式会社鷗

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

旭川地方裁判所民事部

令和6年(フ)第1854号

千葉県市川市宮久保1丁目1番17号
破産者 土橋 省吾(旧姓鈴木)

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1899号

千葉市若葉区佐和町93番地11
破産者 草野 壽恵

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第219号

千葉県佐倉市井野1394番地4 アベニール佐倉203

破産者 近藤 文子

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(フ)第86号

岡山県備前市日生町寒河2468番地
破産者 有限会社安良田運送

- 1 決定年月日 令和7年6月11日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第262号

茨城県つくば市筑穂1-1-13
破産者 合同会社ヒメユリ

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和5年(フ)第1475号

東京都港区高輪1丁目27-37-1702、開始決定時の住所東京都港区赤坂5丁目2-10-2904

破産者 白石 隆吉

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4323号

東京都台東区浅草5丁目51-10-506、開始決定時の住所東京都台東区松が谷1丁目8-10-602

破産者 松本 雅子

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4502号

東京都中央区晴海3丁目13番2-1513号、開始決定時の住所東京都中央区日本橋小網町1-13-707

破産者 松田 智

- 1 決定年月日 令和7年6月12日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第707号

東京都立川市砂川町8丁目68番地の20

破産者 株式会社スペースインテリアクラ

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2102号

東京都国分寺市日吉町3丁目11番地15田倉ハイツ102

破産者 三隅 学

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第12号

三重県名張市青蓮寺2025番地

破産者 ビジネスホテル栄こと 辻浦 孝浩

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

津地方裁判所伊賀支部

令和6年(フ)第648号

兵庫県尼崎市食満1丁目8番13号

破産者 株式会社建物サービス

- 1 決定年月日 令和7年6月12日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第157号

愛媛県松山市津吉町511番地11

破産者 オグラ型枠有限会社

- 1 決定年月日 令和7年6月12日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

松山地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第259号

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀367番地8

破産者 町野佐由里

- 1 決定年月日 令和7年6月10日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(フ)第51号

福井県坂井市丸岡町城北4丁目16番地

破産者 中野 共子

- 1 決定年月日 令和7年6月10日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第187号

福井市浜別所町第10号11番地2、旧住所福井市西方1丁目1番33号

破産者 吉川 侑希

- 1 決定年月日 令和7年6月10日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第62号

島根県安来市赤江町1435番地1、住民票上の前住所大阪市城東区中央1丁目7番8号アバン中央501

破産者 内田 裕

- 1 決定年月日 令和7年6月10日

2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所民事部

令和6年(フ)第614号	埼玉県さいたま市西区西大宮2丁目34番地45 アークヴィッシュII 202、破産申立時の住所埼玉県比企郡川島町大字上伊草849番地10 破産者 秋澤 愛和 1 決定年月日 令和7年6月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部
令和6年(フ)第116号	京都市伏見区桃山町金井戸島2番地6 ノアーズアーチ桃山 206号 破産者 川崎 年央 1 決定年月日 令和7年6月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和6年(フ)第60号	長崎県大村市木場2丁目625番地3、前住所長崎県諫早市栗面町863番地1 破産者 朝長 大勝 1 決定年月日 令和7年6月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所大村支部破産係
令和6年(フ)第257号	群馬県前橋市山王町2丁目23番地10 破産者 横澤 克昌 1 決定年月日 令和7年6月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和5年(フ)第185号	富山県小矢部市二ノ瀧123番地 破産者 中川 邦夫

1 決定年月日 令和7年6月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部	1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 2 一般調査期日 令和7年8月19日午後3時 令和7年6月11日 神戸地方裁判所明石支部破産係	令和6年(フ)第86号 広島県呉市東中央3丁目4番2号 破産者 重田 栄作 1 破産債権の届出期間 令和7年7月28日まで 2 一般調査期日 令和7年9月17日午前10時30分 令和7年6月11日 広島地方裁判所呉支部
令和6年(フ)第471号 兵庫県西宮市甲東園1丁目9番7号 破産者 藤本 雅司 1 決定年月日 令和7年6月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	1 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 2 一般調査期日 令和7年9月24日午前10時 令和7年6月12日 長野地方裁判所伊那支部	令和6年(フ)第59号 長野県上伊那郡宮田村7167番地 破産者 農事組合法人ひかり 1 破産債権の届出期間 令和7年7月15日まで 2 一般調査期日 令和7年9月24日午前10時 令和7年6月12日 長野地方裁判所伊那支部
令和6年(フ)第649号 兵庫県尼崎市南塚口町5丁目3番1—201号、前住所兵庫県尼崎市食満1丁目8番13号 破産者 末藤 清志 1 決定年月日 令和7年6月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	1 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 2 一般調査期日 令和7年8月20日午後4時 令和7年6月11日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和6年(フ)第32号 愛知県一宮市浅井町河田字郷前38番地4 破産者 石黒 聰 1 破産債権の届出期間 令和7年7月16日まで 2 一般調査期日 令和7年8月20日午後4時 令和7年6月11日 名古屋地方裁判所一宮支部
令和6年(フ)第158号 愛媛県東温市横河原355番地67 スカイハイツ二宮101号、開始決定時の住所愛媛県松山市津吉町511番地11 破産者 小倉 宏子 1 決定年月日 令和7年6月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係	1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 2 一般調査期日 令和7年9月24日午前10時30分 令和7年6月11日 津地方裁判所破産係	令和7年(フ)第23号 三重県鈴鹿市小田町1103番地の29 破産者 藤本 浩行 1 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 2 一般調査期日 令和7年9月24日午前10時30分 令和7年6月11日 津地方裁判所破産係
令和6年(フ)第15号 埼玉県入間市豊岡5丁目2番6号 破産者 小原恵利子 1 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 2 一般調査期日 令和7年9月17日午後2時10分 令和7年6月11日 さいたま地方裁判所川越支部	1 破産債権の届出期間 令和7年7月23日まで 2 一般調査期日 令和7年9月17日午後2時10分 令和7年6月11日 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第98号 岡山市南区西高崎81番地22 破産者 農業法人株式会社D&Tファーム 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 2 一般調査期日 令和7年9月10日午後2時 令和7年6月11日 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第22号 宮崎県小林市細野7番地31 破産者 南川由基美 異議申述期間 令和7年7月24日まで 令和7年6月12日 宮崎地方裁判所都城支部	令和7年(フ)第22号 宮崎県小林市細野7番地31 破産者 南川由基美 異議申述期間 令和7年7月24日まで 令和7年6月12日 宮崎地方裁判所都城支部	書面による計算報告 次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。
令和7年(フ)第385号 千葉県船橋市南三咲2丁目21番19号 破産者 千代 豊 異議申述期間 令和7年8月7日まで 令和7年6月12日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第385号 千葉県船橋市南三咲2丁目21番19号 破産者 千代 豊 異議申述期間 令和7年8月7日まで 令和7年6月12日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	
令和7年(フ)第98号 千葉県佐倉市井野1031番地1 破産者 嶋村 勇人 異議申述期間 令和7年8月8日まで 令和7年6月11日 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年(フ)第98号 千葉県佐倉市井野1031番地1 破産者 嶋村 勇人 異議申述期間 令和7年8月8日まで 令和7年6月11日 千葉地方裁判所佐倉支部	

特別清算開始**令和7年(ヒ)第4号**

愛知県豊田市錦町2丁目15番地1
清算株式会社 株式会社井上自動車
代表清算人 井上 美鹿

- 1 決定年月日 令和7年6月9日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算終結**令和7年(ヒ)第1002号**

山形県上山市蔵王の森16番地
清算株式会社 ライスフラワーテクノ株式会社
1 決定年月日 令和7年6月10日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

山形地方裁判所民事部

令和7年(ヒ)第2014号

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラン
トウキヨウサウスタワー13階
清算株式会社 エイチエス株式会社
1 決定年月日 令和7年6月9日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第1001号

横浜市神奈川区金港町6番地3横浜金港町ビル6階ユナイト法律会計事務所内
清算株式会社 株式会社YWS
1 決定年月日 令和7年6月10日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

横浜地方裁判所第3民事部

特別清算協定認可**令和6年(ヒ)第30号**

京都市左京区北白川久保田町1番地
清算株式会社 株式会社KWC
代表清算人 戸塚 晴彦
1 決定年月日 令和7年6月6日
2 主文 本件協定を認可する。
協定
第1 定義事項
1 協定弁済基準額
清算株式会社の解散日(2024年8月31日)
時点における債権(元本)の額

2 弁済原資額(合計5399万4063円)

協定案審議の債権者集会実施時点における清算株式会社の資産から、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた費用請求権及び特別清算手続に関する費用を控除した残額

第2 弁済方法

1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から1か月以内に、協定弁済基準額の6.1158188%(1円未満の端数は四捨五入)の金員を、各協定債権者が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

2 前項の弁済を受けたときは、各協定債権者は、清算株式会社に対して有する協定債権の総額から前項の弁済額を控除した残額につき、その債務(元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない)を免除する。

3 第2第1項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、各協定弁済基準額の割合に応じて弁済する。この場合、各協定債権者が前項で行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

京都地方裁判所第5民事部

包括的禁止命令**令和6年(再)第2号**

宮城県柴田郡川崎町大字川内字朴木山3番地4

再生債務者 株式会社森の木の子工房

主文 本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

令和7年6月10日

仙台地方裁判所第4民事部

監督命令取消**令和6年(再)第2号**

宮城県柴田郡川崎町大字川内字朴木山3番地4

再生債務者 株式会社森の木の子工房

1 主文 令和6年2月26日にした監督命令を取り消す。

令和7年6月10日

仙台地方裁判所第4民事部

再生手続廃止及び保全管理命令**令和6年(再)第2号**

宮城県柴田郡川崎町大字川内字朴木山3番地4

再生債務者 株式会社森の木の子工房

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。

保全管理人による管理を命ぜる。

2 保全管理人 仙台市青葉区大町1丁目2-1ライオンビル8階 ひろむ法律事務所 弁護士阿部 弘樹

3 廃止の理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。

令和7年6月10日

仙台地方裁判所第4民事部

小規模個人再生による再生手続開始**令和7年(再)第23号**

兵庫県尼崎市西昆陽2丁目8番3-101号
再生債務者 昌鎧こと 砂崎 昌久

1 決定年月日時 令和7年6月10日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債務の届出期間 令和7年7月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで

3 再生債務の届出期間 令和7年7月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月22日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再)第14号

兵庫県明石市魚住町清水530番地の4リバール明石魚住IV501号

再生債務者 荒木 清弘

1 決定年月日時 令和7年6月10日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債務の届出期間 令和7年7月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月22日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再)第15号

神戸市西区白水2丁目17番27号

再生債務者 横原恵美佳

1 決定年月日時 令和7年6月10日午後4時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債務の届出期間 令和7年7月1日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月15日から令和7年7月22日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

令和7年(再)第49号

埼玉県志木市幸町4丁目26番3号

再生債務者 南城 孝行

1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債務の届出期間 令和7年7月2日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再)第42号

埼玉県比企郡川島町大字中山2058番地8

再生債務者 古川 晋也

1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債務の届出期間 令和7年7月2日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月14日から令和7年7月22日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第81号

千葉県船橋市三山1丁目20番1-601号
再生債務者 宮島多美恵

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月30日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(再イ)第10号

長野県千曲市大字上徳間818番地8
再生債務者 滝澤 正文

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで

長野地方裁判所上田支部

令和7年(再イ)第146号

愛知県東海市富木島町東山田115番地の1
クレインカミ203号(従前の住所)愛知県東海市加木屋町論田5番地の312 レオパレスシエロ203

再生債務者 佐藤 朋彦

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月16日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第26号

兵庫県西宮市上甲東園5丁目5番2号
再生債務者 藤井 一樹

- 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月9日から令和7年7月23日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年(再イ)第5号

青森県五所川原市大字稻実字米崎90番地29
再生債務者 渋谷 弘正

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月24日まで

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係
令和7年(再イ)第7号

青森県五所川原市大字稻実字米崎90番地12

ドミール稻実8号

再生債務者 工藤 良太

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月24日まで

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係
令和7年(再イ)第20号

長崎県長崎市椎の木町22番20号

再生債務者 松尾 透

- 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月3日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年(再イ)第10号

茨城県筑西市茂田752番地14

再生債務者 高橋 和也

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(再イ)第97号

東京都練馬区向山2-12-3-607

再生債務者 佐藤 浩善

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第221号

東京都清瀬市元町1-13-2 ブリエ・ラクティII101

再生債務者 軽部 真輝
令和7年(再イ)第7号

東京都練馬区南大泉4-38-3

再生債務者 平山 宏宜

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年8月12日まで

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(再イ)第246号

横浜市戸塚区深谷町1362番地3

再生債務者 中根健一郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第5号

横浜市戸塚区深谷町1362番地3

再生債務者 中根健一郎

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第8号

横浜市緑区寺山町745番地12 ダイアパレス中山第2-208号

再生債務者 坪井 克好

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第83号

横浜市緑区寺山町745番地12 ダイアパレス中山第2-208号

再生債務者 坪井 克好

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第60号

神戸市垂水区平磯2丁目4番2号 エステイートE垂水2-304号

再生債務者 山根 賢悟

- 1 決定年月日時 令和7年6月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月29日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第7号 茨城県神栖市柳川3485番地 長尾アパート 1—5 再生債務者 中里 拓也 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月13日まで 水戸地方裁判所麻生支部	令和7年（再イ）第3号 広島県東広島市西条町寺家5600番地8 再生債務者 藤原 聖也 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月30日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで 青森地方裁判所弘前支部	3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年7月31日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第186号 東京都大田区多摩川2—21—8 再生債務者 伊藤 和裕 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第30号 大分県別府市大字鶴見2670番地の52 再生債務者 山村 茂 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月13日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで 盛岡地方裁判所宮古支部	令和7年（再イ）第19号 静岡県浜松市天竜区緑恵台1061番地の32 再生債務者 北川 康彦 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係
令和7年（再イ）第234号 東京都清瀬市旭が丘1—266—10—104 再生債務者 橋本 勉 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和6年（再イ）第51号 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目408番地3 コーポかりゆし105 再生債務者 普天間奈々 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月13日まで 那覇地方裁判所民事第3部	1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月14日まで 前橋地方裁判所太田支部	令和7年（再イ）第8号 高知市神田1379番地1 アルファスマート神田公園602号 再生債務者 窪内 史哉 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月22日から令和7年7月28日まで 高知地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第5号 堺市西区浜寺石津町中1丁6—7、(営業所兼住民票上の住所) 堀市西区鳳南町5丁672番地1 宗久園ハイツA201号 再生債務者 ビューティーサロンLUCIAL Lこと 岡田 美香 1 決定年月日時 令和7年6月11日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年8月30日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年（再イ）第15号 函館市日吉町2丁目40番18号 再生債務者 伊藤 聖子(旧姓山ノ井) 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月23日から令和7年8月30日まで 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第21号 宮崎市花ヶ島町觀音免907番地2 再生債務者 藤原 厚子 1 決定年月日時 令和7年6月12日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月17日から令和7年7月31日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第8号 青森県弘前市大字取上5丁目10番地6 再生債務者 齊藤 貴子	令和7年（再イ）第3号 横浜市鶴見区東寺尾中台8番9号 ヒルズ中台21 102号室(申立時の住所) 千葉県印西市滝野3丁目5番3号棟1002 再生債務者 山脇 広椰 1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年6月12日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	令和6年（再イ）第223号 横浜市鶴見区東寺尾東台21番13号 ニックハイム東寺尾205号 再生債務者 仲田 裕司 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月24日まで 令和7年6月10日 横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第290号

神奈川県海老名市東柏ヶ谷6丁目11番3-2号

再生債務者 土屋 勇貴

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月24日まで

令和7年6月10日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和7年(再イ)第4号

横浜市旭区今宿東町1529番地1

再生債務者 宮川 良男

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月24日まで

令和7年6月10日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

令和6年(再イ)第9号

茨城県鹿嶋市大字宮中2333番地56

再生債務者 山澤 雄太

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月25日まで

令和7年6月11日 水戸地方裁判所麻生支部

令和7年(再イ)第9号

相模原市中央区弥栄2丁目6番16号

再生債務者 小林 裕哉

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月26日まで

令和7年6月5日

横浜地方裁判所相模原支部

令和6年(再イ)第526号

東京都新宿区四谷三栄町16-17

再生債務者 川瀬 美紀

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月27日まで

令和7年6月10日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第13号

東京都目黒区目黒本町6-8-13-302

再生債務者 古矢 和実

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月27日まで

令和7年6月10日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第18号

東京都練馬区大泉町6-29-16-701

再生債務者 菊岡 大樹

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月2日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月27日まで

令和7年6月10日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第23号

千葉県市原市椎の木台2丁目28番地1

再生債務者 中井 真樹

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで

令和7年6月11日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第406号

東京都目黒区柿の木坂3-9-9-201 柿の木坂社宅B棟

再生債務者 小林 真理

1 決議に付する再生計画案 令和7年4月19日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで

令和7年6月11日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第25号

千葉県松戸市新松戸7-223 新松戸西パークハウスE-307

再生債務者 内藤 和夫

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月5日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月30日まで

令和7年6月11日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第56号

名古屋市中村区名駅2丁目41番25号 シティコーポ名駅503

再生債務者 川瀬 雅大

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月2日まで

令和7年6月11日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第60号

愛知県北名古屋市片場天王森23番地 朝日館102

再生債務者 谷 守和

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月15日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月2日まで

令和7年6月11日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第65号

名古屋市北区如意1丁目151番地の3

再生債務者 山之内拓耶

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月2日まで

令和7年6月11日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第32号

茨城県取手市ゆめみ野2丁目10番地6

再生債務者 石井 重成

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで

令和7年6月12日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(再イ)第8号

千葉県富里市七栄646番地1070

再生債務者 岩澤 佑介

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月7日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで

令和7年6月12日

千葉地方裁判所佐倉支部

令和6年(再イ)第149号

東京都町田市真光寺3丁目16番地7

再生債務者 畠田 準一

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで

令和7年6月12日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第2号

東京都青梅市千ヶ瀬町4丁目348番地の1ドミトリー山根219

再生債務者 永藤 正寛

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで

令和7年6月12日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(再イ)第22号

静岡市葵区瀬名川2-9-17 レオパレスモンターニュ106号室

再生債務者 廣田 怜音

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで

令和7年6月12日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第5号

三重県松阪市久保町1041番地

再生債務者 山本 洋介

1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで

令和7年6月12日 津地方裁判所松阪支部

令和7年(再イ)第5号

佐賀県鳥栖市藤木町2456番地 コンダクトレジデンス鳥栖1419

再生債務者 吉本 洋就

1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日
付け再生計画案

2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月3日まで

令和7年6月12日

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年（再イ）第6号 栃木県栃木市岩舟町静5155番地7 再生債務者 齋藤 寿 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 4日まで 令和7年6月11日 宇都宮地方裁判所栃木支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月11日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第10号 山口県下関市松屋本町2丁目6番18-143号 松屋宿舎 再生債務者 渡部 諭美 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月12日 山口地方裁判所下関支部再生係	令和6年（再イ）第18号 愛媛県松山市堀江町甲1925番地4 再生債務者 宇都宮隆史 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月12日 松山地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第10号 福井県鯖江市西大井町第42号4番地21 再生債務者 正木 宏秋 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで 令和7年6月10日 福井地方裁判所	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで 令和7年6月11日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和6年（再イ）第16号 京都市右京区嵯峨野秋街道町11番地43 再生債務者 岸田 和弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 14日まで 令和7年6月11日 京都地方裁判所第5民事部再生係	令和7年（再イ）第10号 宮崎市佐土原町下那珂4518番地14 再生債務者 高山 裕絵 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月12日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 小規模個人再生による再生計画不認可
令和7年（再イ）第16号 福井市羽水2丁目606番地 ラ カーサ ミーা羽水201号室 再生債務者 藤木 洋平 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 8日まで 令和7年6月10日 福井地方裁判所	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 2日まで 令和7年6月11日 神戸地方裁判所尼崎支部	令和7年（再イ）第21号 広島県竹原市竹原町2527番地 丸子山市営住 宅510号室 再生債務者 中本 貴久 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月11日 広島地方裁判所呉支部	令和7年（再イ）第6号 相模原市中央区鹿沼台1丁目15番2号 G F ビル301号 再生債務者 竹葉 強 1 主文 本件再生計画を認可しない。 2 理由の要旨 令和7年6月6日までに書面に による決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法231条2項1号に定 める事由がある。 令和7年6月10日 横浜地方裁判所相模原支部 小規模個人再生による再生計画取消
令和6年（再イ）第355号 大阪府豊中市箕輪3丁目4番27-1105号 再生債務者 川田 育 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月11日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 2日まで 令和7年6月11日 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第29号 岡山市北区津高785番地2 吉本コーポ201 再生債務者 小田 正輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月2日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 2日まで 令和7年6月11日 青森市大字駒込字桐ノ沢3番地77 再生債務者 河信 尚樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月12日 青森地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第34号 香川県高松市多肥上町1401番地9 再生債務者 山口 力也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月10日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 10日まで 令和7年6月12日 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年（再イ）第118号 大阪府豊中市東泉丘2丁目5番19-406号 再生債務者 remakeこと 奥村 昭仁 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 9日まで 令和7年6月11日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月12日 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第13号 秋田市東通仲町17番3号 パルスター202号 再生債務者 澤石 壮平 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月3日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 3日まで 令和7年6月12日 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第9号 大阪市西成区萩之茶屋1丁目12番13号 トリ ガーブランディング405、旧住所熊本県鹿本郡 植木町大字轟629番地7 再生債務者 堤 正伸 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 平成19年8月31日に認可した再 生計画には、民事再生法189条1項2号に定め る事由がある。 令和7年6月10日 熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係
令和7年（再イ）第154号 大阪市東淀川区豊新4丁目12番9-314号 再生債務者 舛本 美幸			

小規模個人再生による再生手続廃止

令和6年(再イ)第105号

神奈川県横浜市神奈川区神大寺1-17-19-2 ユナイト白楽シャーロックの杜105号室
(開始決定時の住所) 岡山市南区古新田440番地2

再生債務者 福井 数也

1 主文 本件再生手続を廃止する。

2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。

令和7年6月11日

岡山地方裁判所第3民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和7年(再ロ)第2号

山口県防府市多々良2丁目7番37号
再生債務者 大和田 孝

1 決定年月日時 令和7年6月11日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月9日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月16日から令和7年7月23日まで

山口地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再ロ)第2号

香川県観音寺市坂本町2丁目9番31-101号
ケントハウス

再生債務者 福田 竜也

1 決定年月日時 令和7年6月12日午後3時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年7月10日まで
4 一般異議申述期間 令和7年7月24日から令和7年8月7日まで

高松地方裁判所観音寺支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和6年(再ロ)第13号

埼玉県所沢市大字山口1541番地の10

再生債務者 渡邊 誠

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月20日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年7月10日まで
令和7年6月12日

さいたま地方裁判所川越支部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をするについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの方の届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。

令和7年(チ)第3号

東京都世田谷区桜丘4丁目14番8号-101

申立人 石田恵三子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都多摩市豊

ヶ丘六丁目3番地2-702

所在等不明共有者 法本キミ子

届出期間満了日 令和7年10月9日

令和7年6月9日 札幌地方裁判所岩内支部

(別紙) 物件目録

所在 虹田郡ニセコ町字桂台

地番 246番

地目 原野

地積 49586平方メートル

令和7年(チ)第11号

名古屋市中村区中村町6丁目87番地

申立人 株式会社F u j i H o m e s

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 名古屋市中村区太閤2丁目5番21号

所在等不明共有者 坪井はな子

届出期間満了日 令和7年10月10日

令和7年6月10日 名古屋地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 名古屋市中村区太閤二丁目

地番 514番

地目 宅地

地積 431.81平方メートル

所在等不明共有者の持分 134分の19

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第3号

山口県周南市岐山通1-1

申立人 周南市長 藤井 律子

最後の住所 山口県周南市新清光台4丁目3番8号

(不動産登記記録上の住所) 熊毛郡熊毛町大字中村777番地の344

所有者 亡山崎敏雄相続財産

届出期間満了日 令和7年8月12日

令和7年6月9日 山口地方裁判所周南支部

(別紙) 物件目録

1 所在 周南市新清光台四丁目

地番 777番344

地目 宅地

地積 170.91平方メートル

2 所在 周南市新清光台四丁目777番地344

家屋番号 777番344

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 42.20平方メートル

2階 23.18平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第3号

東京都中央区銀座6丁目15番1号

申立人 電源開発送変電ネットワーク株式会社

亡佐野厚の最後の住所 山梨県南巨摩郡南部町万沢1297番地
(亡佐野厚の不動産登記記録上の住所 山梨県南巨摩郡富沢町万沢1297番地)

所有者 亡佐野厚相続財産

届出期間満了日 令和7年8月10日

令和7年6月10日 甲府地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 南巨摩郡南部町万沢字赤坂

地番 1829番1

地目 畑

地積 746平方メートル

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第8号

埼玉県上尾市川1丁目19番地26

申立人 加藤婦美子

住所・居所 不明

(亡柳原和子の最後の住所) 東京都墨田区八広三丁目22番14号 はなみずきホーム

所有者 亡柳原和子相続財産

届出期間満了日 令和7年8月12日

令和7年6月11日 さいたま地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 上尾市川一丁目6番9

家屋番号 (未登記)

種類 居宅

構造 木造ア鉛メッキ葺2階建

床面積 40.49平方メートル

所有者不明土地の登記

合併公地

左記公地を合併して甲がこの権利義務全部を承継して存続して被離脱するににこだしまし。トの合併に付し異議のある債権者は、本公告掲載の登記から1箇月以内に申し出せよ。

令和7年6月11日

札幌市中央区大通西11丁目1番11号

(甲) 合同会社ハタクロース

代表社員 柳町 克彦

札幌市中央区大通西11丁目1番11号

(乙) 合同会社アリエジ

代表社員 柳町 克彦

吸收分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のサロン向け卸売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙)	掲載紙	官報
	掲載の日付	令和七年五月二十九日
	掲載頁	八十九頁（号外第一一八号）
(丙)	確定した最終事業年度はありません	
(丁)	掲載紙	官報
	掲載の日付	令和七年五月二十九日
	掲載頁	八十九頁（号外第一一八号）
令和七年六月二十日		

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社鹿沼プレミアゴルフ俱楽部（住所栃木県鹿沼市下久我一八二〇番地）に対し当社の鹿沼プレミアゴルフ俱楽部（ゴルフ場及び併設ロッヂ）の経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

なお、最終借対照表の開示状況は
です。

照表の開示状況は次のとおり

幸報

左記会社のうち、甲は吸収分割により乙の事業に関する資産、負債及び契約の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました（第一分割）。

また、内は吸収分割により乙が営む事業（ゼンタルキッキン事業、飲食店営業事業、及びEC運営事業。但し、Tictac078保育園の運営事業は除く。）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました（第二分割）。

また、丁は吸収分割により甲の事業に関する資産の一部を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました（第三分割）。

また、前記第三分割の効力が発生することを停止条件として、乙は吸收分割により丁の事業に関する資産の一部を承継し、丁はそれを承継させることにいたしました（第四分割）。

これらの会社分割に異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
また、最終貸付照査表の開示状況は次のとおり

なれど、最絶対的の開示状況は次のとおりです。

(甲) 指揮官
掲載日付 令和七年五月二十九日
掲載頁 八十六頁 (号外第一一八号)

(甲) 揭載紙 官報
掲載の日付 令和七年五月九日
掲載頁 七十頁 (号外第一〇三号)
掲載紙 官報

(丁) 株式会社吉祥ホールディングス
代表取締役 赤木 清美

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場（所在
広島県呉市本通七丁目四番七号 名称パーラー
タワー）経営事業に関する権利義務を承継し乙
はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 株式会社八坐和
神戸市中央区元町通二丁目四番一四号 代表取締役 赤木 清美

(乙) Koudo株式会社 代表取締役 赤木 清美

(丙) 株式会社吉祥院 代表取締役 赤木 清美

神戸市中央区栄町通一丁目二番一号

神戸市中央区元町通二丁目四番一四号 代 表 取 締 役 赤 木 清 美

(丁) 株式会社吉祥吉ホールディングス

(甲) 株式会社八坐和
代表取締役 赤木 清美

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年六月二十日

官報
掲載

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社オーネー
ケーカンパニー（住所東京都大田区池上七丁目五番四号一七〇一）に対して当社の各種投資事業に
関する権利義務を承継させることにいたしました。
ので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年七月三十一日であり、組織
変更後の商号は株式会社海部南部パンとし
ます。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日

愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下芝切
一七九番地

海部南部プロパン販売協同組合
代表理事 黒川 博勝

摺載貢 一一九頁(号外第一〇四号)
令和七年六月二十日
東京都大田区大森西一丁目一番五号

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社オーネー
ケーカンパニー（住所東京都大田区池上七丁目五番四号一七〇一）に対して当社の各種投資事業に
関する権利義務を承継させることにいたしました。
ので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり
です。

とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年七月三十一日であり、組織
変更後の商号は株式会社海部南部パンとし
ます。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日

愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下芝切
一七九番地

海部南部プロパン販売協同組合
代表理事 黒川 博勝

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ホテル四季見（住所：宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井七二一九番地二九）に對して当社のホテル事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

ております。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年六月二十日
福岡市中央区天神二丁目二番二号T&J
ビルディング七F

合

同会社シンママ応援の会
代表社員 万場 理中

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億四千四百九十七万九千五百円減少し二千五百万円とすることにいたしました。

なお、減少する資本金の額には、令和七年五月十四日までに行使された新株予約権行使に伴う株式発行により増加した資本金の額三千二百五十七万三千八百円を含みます。

効力発生日は令和七年七月二十三日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四万三千三百八十円減少し八千六百二十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十日
名古屋市守山区西城二丁目一番一一四〇六号西城住宅
グローバルフィールド合同会社
代表取締役 分島 敦子

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月十三日
掲載頁 一〇二頁(号外第一三二号)

令和七年六月二十日
群馬県館林市下早川田町七〇〇番地
前原興産株式会社
代表取締役社長 前原 宏之

です。

